

知財コア・ブックⅡ（第1版）正誤表

弁理士試験プログレッシブ

以下の誤記・誤植がございましたので、お詫びを申し上げますとともに、お手数ですが、訂正をお願いいたします。

- ① 164ページ（商標法13：団体商標制度）
3行目（1.）
× 「民法34条の規定により設立された社団法人」 → ○ 「一般社団法人」
- ② 164ページ（商標法13：団体商標制度）
9～12行目（1.（1））の内容を、以下のように訂正します。
「(1) 「一般社団法人」とは、公益性を有する従来の社団法人及び公益性のない中間法人を意味し、「その他の社団」とは、例えば、商工会議所、商工会のほか、特定非営利活動法人（NPO法人）等が該当するが、財団法人や株式会社は該当しない（商7条1項かっこ書）。」
- ③ 166ページ（商標法13：団体商標制度）
2～5行目（1.）
「1. 出願人が商7条3項に規定する証明書を提出せず、商7条1項に規定する法人と認められない場合
(1) 通常の国内出願にあつては、補正命令がなされ（準特17条3項）、これに応じない場合には出願が却下され得る（準特18条1項）。この要件は方式的要件だからである。
(2) 国際商標登録出願にあつては、商3条1項柱書違反として、出願拒絶（商15条）、登録異議申立（商43条の2）、登録無効（商46条）の理由となる。」
- ④ 171ページ（商標法14：地域団体商標制度）
14行目（2.）
× 「商3条1項柱書違反として」 → ○ 「商7条の2第1項違反として」
- ⑤ 235ページ（商標法27：商標登録の無効審判）
27～28行目（2.（4）③）
× 「準特131条の2第1項」 → ○ 「商43条の4第2項本文」
- ⑥ 235ページ（商標法27：商標登録の無効審判）
29～30行目（2.（4）③）
× 「商43条の4第2項」 → ○ 「商43条の4第2項但書」